【令和８年第３回定例会　健康福祉委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日　健康福祉委員長　矢沢　孝雄

○「議案第１１４号　川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊試験検査の種別を大幅に改正する理由及び金額の妥当性について

今回の改正は、受益者負担割合の適正化が目的だが、併せて現状に合わせた種別の整理を行い、必要な項目を新設、また、民間検査機関で実施可能となった項目等を廃止した。金額については、横浜市等の近隣の自治体の価格を確認し、個々の単価に差異はあるものの種別ごとの中央値は同程度であることから、おおむね妥当と考えられる。

＊廃止する検査項目に関して行政機関で実施しない理由について

コロナ禍を経て、行政機関の役割として健康危機事象発生時の対応が優先して求められるようになったことから、行政処分によるものを除き、民間で実施可能な検査は民間検査機関で実施している。

＊検査手数料の市民負担について

検査は主に保健所等からの依頼に基づいて実施しており、市民及び事業者等から直接手数料を徴収するものではない。

≪意見≫

＊市民からの手数料の徴収がないことを確認できたため、本議案には賛成する。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１１５号　川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊市外居住者の火葬料及び遺体保管料を据え置く理由並びに近隣自治体における市外居住者の料金設定について

市外居住者の火葬料については、施設整備費を含めた費用負担を求めており、受益者負担割合の基準を満たしていることに加え、近隣自治体における料金設定と均衡していることから料金を据え置くものである。近隣自治体における市外居住者の料金は、横浜市５万円、相模原市５万４，０００円、横須賀市６万円、東京都臨海斎場８万８，０００円、瑞江斎場７万１，５２０円である。

＊市外居住者の料金の在り方の検討について

受益者負担の適正化及び公平性を確保し、市民の理解を得られるよう適切な使用料の設定に努めている。

＊市外利用者の居住地域について

市外利用者のうち、おおむね３分の２が横浜市等の県内居住者、３分の１が東京都居住者となっている。

＊横浜市鶴見区に新たに斎場が整備された場合の南部斎苑への影響について

現状では南部斎苑における市外利用者は横浜市民の利用が多く、鶴見区に新たに斎場が整備された場合、市外利用者の減少が見込まれる。相対的に市内利用者にとっては利用しやすい状況になると考えられる。

＊横浜市鶴見区に新たに整備される斎場の料金設定について

現状では５万円と伺っている。

＊市外居住者の使用料金の算定におけるイニシャルコストの取扱いについて

イニシャルコストについて、遺体保管料には反映していない一方、休憩室使用料及び斎場使用料には反映して算定している。

＊遺体保管料におけるイニシャルコストの把握について

遺体保管料のイニシャルコストの正確な数値は把握していないところだが、今後数値を算出して精査していきたい。

≪意見≫

＊市民にのみ負担増を求めることに疑問が残るため、本議案には賛成できない。

＊地方自治体の本旨は住民の福祉の増進であり、誰でも安価に利用できるよう料金を抑えることが自治体の役割であることから、市民に負担を強いる本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１１６号　川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊地方自治体の本旨は住民の福祉の増進であり、誰でも安価に利用できるよう料金を抑えることが自治体の役割であることから、市民に負担を強いる本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１１７号　川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊地域交流センターの主な施設の稼働状況について

稼働率の高いものを例示すると、かわさき地域交流センターの工作室の稼働率は、平日及び土曜夜間は約４６パーセント、日曜祝日は約７４パーセント、高津地域交流センターのホールの稼働率は、平日及び土曜夜間は約８５パーセント、日曜祝日は約６６パーセントである。

＊施設の利用時間及び利用対象者について

老人福祉センター及び地域交流センターについては、利用時間を分けて同一の施設及び諸室を使用している。高齢者が主に利用する老人福祉センターは平日及び土曜の午前９時から午後５時まで、高齢者に限定せず幅広い世代が利用

する地域交流センターは平日及び土曜の午後５時から午後９時まで並びに日曜及び祝日の午前９時から午後９時までの利用時間としている。

≪意見≫

＊センターの存在が地域住民に十分知られていない可能性もあるため、市民への周知を図り、多くの市民に利用してもらえるよう取り組んでほしい。

＊地方自治体の本旨は住民の福祉の増進であり、誰でも安価に利用できるよう料金を抑えることが自治体の役割であることから、市民に負担を強いる本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２２号　川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

≪意見≫

＊労働者及び地域住民の安全性が確保できないとの考えから反対した認定高度保安事業者の自主保安を推進するために規制緩和が行われる内容の条文に関連していることから、本議案には賛成できない。

≪審査結果≫

賛成多数原案可決

○「議案第１２３号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

＊葬祭補償金額の根拠について

労働政策審議会の答申を受け、労働者災害補償保険法施行規則第１７条の葬祭料が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、定額部分について、総務省統計局が発表する消費者物価指数を基に毎年見直しを行うこととされていることから、所要の改正を行ったものである。

＊直近の金額改定について

平成１２年４月１日に３０万５，０００円から３１万５，０００円に改定された。

＊葬祭補償の枠組みについて

今回改正の定額部分のほか、補償基礎額部分で構成されている。

＊補償基礎額の改定の経過について

令和６年以降、毎年改定している。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１３４号　令和８年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

○「議案第１３６号　令和８年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」
≪審査結果≫
全会一致原案可決

○「議案第１３７号　令和８年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」
≪審査結果≫
全会一致原案可決

○「議案第１３８号　令和８年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」
≪審査結果≫
全会一致原案可決